



いうことは、大體理屈に合わぬじやないかと思ふのですが、どういふことになるわけですか。

○佐藤(功)政府委員 それは一つは運用の問題であらうと思ふますが、そういう非常に長期にわたつて、その間にいろいろな行政事務がどん／＼と進行してしまふといふことは、好ましくないことは仰せの通りであらうと思ふます。しかしながら他方この地方公共団体の長が申出た、つまりその命令や示達を受けた場合に、いわばそれが少しおかしいと思ふといふような理由で、ただちに異議を申立てる。そんなつた場合に、すぐにその命令や示達が実行できなくなつてしまふといふようなことも、また好ましくないといふことも言えるだらうと思ふのであります。それでこの法律の上では十應じやないふうに効力に影響を及ぼすものではないといふことを定めて、その調節といふことは、一つには運用にまちたいといふやうに考へてゐるわけでありませう。

○木村(榮)委員 そうすると今のところはこの問題についてはこれを他の方から、何か申出をした場合に、このままでないようなほかのこれを援護するやうな法律案といふのはないのですか。

○佐藤(功)政府委員 それは今はないと存じます。

○木村(榮)委員 それから第二十五條なのですが、「この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めのある場合を除く外、政令でこれを定める。」となつておりますが、他に別段の定めある場合といふのは具体的な例ではどういふことになるのですか。

○佐藤(功)政府委員 附則でこゝういふ趣旨の規定をおきますことは大抵の場合あるわけでありまして、この法律案の立案にあたりまして、何かそれを実行していく上に差障りがある場合に備へてこゝういふ規定をおくのが通例であるわけでありませう。しかしながら實際のところを申し上げますと、その後この組織法案に基きまして各省各廳設置法案をつくりつあるわけでありませうが、それをやつてみますと、その設置法案にいわば非常に丁寧な規定をそれぞれおこつといふやうな方針を立てまして、どこにも共通なやうな事項もそれぞれその設置法案に書こうといふ方針をとつて仕事を進めてまいりましたわけでありまして、そうやつてみますと、この二十五條に當るやうな政令がどうもないやうなふうに現在はないなっております。最初考へましたときには、たとえば官房の所掌事務といふやうなもの、大體文書の発送をいたしましたり、機密を掌りましたり、そういうやうな共通な部分があるわけでありませうので、そういうものを一本共通なものとして政令で書くのはどうだろうかといふことも考へたのでありますが、官房の中にも各省各廳によつていろいろする仕事違つておりまして、それをやはり各省各廳の設置法で少しめんどやうではありますが一々詳しく書いた方が丁寧でないだらうかといふやうなことで、それも全部一々書くやうにして仕事を進めておるわけでありませう。それで一固めにして政令にするといふやうなことはそこでも不必要になりました。例を挙げて申しますとそういうやうなことを最初考へておつたのでありますが、現在のところこの二十五條の

政令をどういふものを出そうかといふことできまつたものはないやうな與情でございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、たとえば自作農創設特別措置法の施行規則などは政令でたくさん出ておりますね。むしろ本文より施行規則の方がこのころは長く出ておるやうですが、あゝいふやうな方が出すといふことになりませうか。

○佐藤(功)政府委員 この組織法は、御承知のように、行政組織の基準を定めたものでありまして、これに基いて各省各廳の設置法が出ます。その各省各廳の設置法は、いわばこの法律を受けそれを具体化したものだといふやうな意味もつておるわけでありまして、今度はそれに伴ひまして各省各廳の組織令といふやうなものが出るわけでありませう。ゆゑにその組織令が廣い意味ではこの行政組織法の施行をする政令に當るやうな意味もつてくるわけでありまして、自作農創設特別措置法に對しましてその施行令が出るといふ同じ關係は、ちやうどこの行政組織法と、その中間に各省各廳の設置法がはいりますが、各省の組織令との關係と同じやうなことになるわけでございます。

○木村(榮)委員 そうしますと、各省設置法案以外のものになるわけですか。各省設置法案をつくるためのこれを基礎にした施行規則は出るわけですか。

○佐藤(功)政府委員 この二十五條で頭の中で考へられるやうなものとしたしましては、先ほど申しましたやうな例があげられるわけでありませうが、今お尋ねのほのかの法律にくつついて出てくるやうな政令が、この組織法については必要ではないのじやないかといふやうなお尋ねだと思ひましたので、それに當る部分はちやうど組織令がそれに當るのだといふことをお答えしたわけでございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、政令でこれを定めるといふのはおかしいので、法律でこれを定めるといふやうにならなければならぬやうな感じがいたしますが、どうですか。

○佐藤(功)政府委員 今の場合法律でと仰せられましたのは、つまりこの組織法が基準を定める法律でありまして、たとえば第三條の三項のように、この法律で名前を出しておりますところの府や省や委員会、院や廳についてはそれ／＼別の法律で定めるのだといふことになるわけでありませうが、それはこの法律の施行に關し必要な細目といふわけではないわけですか。それでこの法律の施行に關し必要な細目といふものは、そういう各省の設置法のこゝろではないのでありまして、たとえば先ほど言いましたやうな例が考へられるわけでありませうが、それが現在のところこれとして出そうといふやうなものは考へておらないといふわけでございます。

○松原委員長 しばらく休憩いたします。

午前十時五十分休憩

(休憩後は開会に至らなかつた)